

# 島根県防災ヘリコプター運航管理要綱

目次	
第1章 総則	(第1条～第3条)
第2章 防災航空管理所	(第4条～第6条)
第3章 運航体制等	(第7条～第15条)
第4章 安全対策	(第16条～第21条)
第5章 教育訓練	(第22条～第23条)
第6章 事故対策等	(第24条～第26条)
第7章 使用手続	(第27条～第28条)
第8章 雑則	(第29条～第30条)

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この要綱は、島根県防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）の運航管理等について必要な事項を定め、安全かつ有効な運用を図ることを目的とする。

### (他の法令との関係)

第2条 防災ヘリの運航管理については、航空法等の関係法規に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 航空消防活動 防災ヘリを用いて行う消火、救急業務、人命の救助、情報収集、輸送その他の消防の活動（これらの活動に係る訓練を含む。）をいう。
- 二 防災航空隊 消防組織法第30条第3項の規定に基づき、市町村の消防支援のため島根県行政組織規則第12条第4項で定める航空消防隊をいう。
- 三 総括管理者 防災部長とし、防災ヘリ運航管理の総括を行う。
- 四 運航管理責任者 防災部消防総務課長とし、防災ヘリの運航管理に関する事務を掌理する。
- 五 運航責任者 防災航空管理所長とし、防災航空隊の指揮監督及び防災ヘリの維持管理に関する事務を行う。

六 航空消防活動指揮者 防災航空隊長とし、防災ヘリに搭乗した防災航空隊員及び他の搭乗者を指揮監督する。ただし、隊長が防災ヘリに搭乗しない場合は、運航責任者が防災ヘリに搭乗する防災航空隊員の中から指定した者とする。

七 運航安全管理者 防災航空隊の隊長とし、防災ヘリの運航の安全を確保する観点から、運航責任者、機長その他の関係者に対する防災ヘリの運航、航空消防活動の実施、航空消防活動従事者の健康管理その他必要と認める事項に関する助言、防災航空隊の教育訓練等、これらの業務に必要な調査研究等を行うものとする。

八 航空消防活動従事者 防災ヘリに乗り組んでその運航又は航空消防活動に従事する者をいう。

## 第2章 防災航空管理所

### (防災航空隊の設置)

第4条 業務を円滑に遂行するために、市町村消防本部、一部事務組合消防本部及び広域連合消防本部派遣の消防職員で防災航空隊を構成する。

2 防災航空隊は、隊長、副隊長及び隊員からなる。

3 防災航空隊は、直接航空消防活動に従事する。

### (隊長等の任務)

第5条 隊長は、運航責任者を補佐するとともに、副隊長及び隊員を指揮監督して業務の効果的な遂行に努めなければならない。

2 副隊長は、隊長を補佐し、隊長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (搭乗者の指定)

第6条 運航責任者は、防災ヘリを運航する場合には、運航目的、任務等を明示して搭乗する者を指定するとともに、運航目的、任務等を明示して当該運航の責任体制を明確にしなければならない。

## 第3章 運航体制等

### (防災ヘリの運航決心等)

第7条 運航責任者は、気象の状況、航空消防活動の内容及びその実施場所の状況等を可能な限り詳細に把握し、運航の承認の可否を判断するものとする。

2 運航責任者は、航空消防活動を行うため防災ヘリを運航しようとするときは、他の消防隊又は救急隊等との連携に十分配慮させるものとする。

### (防災ヘリの運航承認等)

第8条 機長は、防災ヘリを出発させるにあたっては、運航責任者の承認を得るものとする。

2 航空消防活動を行うため防災ヘリを運航しようとするときは、機長は、航空法第 73 条の 2 に規定する確認のほか、航空消防活動指揮者による他の航空消防活動従事者に対する当該航空消防活動の目的、内容、現場の状況等に係る説明が終了した後に、防災ヘリを出発させるものとする。

(航空消防活動の指揮)

第 9 条 航空消防活動指揮者は、航空法その他の関係法令の規定により機長が行うものとされている権限を除き、航空消防活動の実施に関して航空消防活動従事者を指揮監督し、業務の円滑な遂行に万全を期さなければならない。

(運航責任者等による情報伝達)

第 10 条 運航責任者及びその他管理所待機者は、気象情報や航空消防活動に関する情報等を適宜、航空消防活動従事者に伝達するものとする。

(業務計画)

第 11 条 運航責任者は、航空消防活動を適正かつ円滑に行うため運航管理責任者の承認を得て、防災ヘリの業務計画を定めなければならない。

2 業務計画は、年度業務計画（様式第 1 号）及び月間業務計画（様式第 2 号）とする。

(運航基準)

第 12 条 防災ヘリは、次の各号に掲げる活動で、防災ヘリの特性を十分に活用することができ、かつ、その必要性が認められる場合で、気象条件等が運航可能な場合に運航するものとする。

一 救急活動

交通不便地からの緊急患者の搬送、緊急傷病者発生地への医師の搬送及び医療資器材等の輸送並びに高度医療機関への重篤患者の搬送など

二 救助活動

水難事故、山岳遭難事故及び火災等における被災者の救助及び救出など

三 火災防御活動

林野火災等の大規模火災における空中消火活動並びに情報収集、伝達広報など

四 災害応急対策活動

災害等の状況把握並びに緊急物資、医薬品等の輸送及び応急要員、医師等の搬送など

五 災害予防活動

災害危険箇所等の調査、各種防災訓練等への参加など

六 技術習得訓練活動

上記活動を実施するに必要となる技術を習得するための訓練

七 一般行政活動

一般行政及び啓発活動での活用

八 その他総括管理者が必要と認める活動

- 2 防災ヘリの運航は、整備点検及び気象条件等により運航できない場合を除き、原則として、午前8時30分から午後5時15分（以下「運航時間」という。）までの間とする。ただし、第13条に規定する緊急運航及び総括管理者が特に認める場合は、この限りではない。

（緊急運航）

第13条 緊急運航とは、前条第1項第1号から第4号に規定する運航をいう。

- 2 緊急運航は、前条第1項第5号から第8号に規定する運航及び前条第2項に規定する運航時間に優先する。
- 3 運航管理責任者は、防災ヘリの通常運航中に緊急運航を要する事態が生じた場合は、直ちに緊急運航に移行する旨を運航責任者に指示しなければならない。
- 4 緊急運航に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

（報 告）

第14条 航空消防活動指揮者は、運航を行ったときは、運航状況及び運航中に得た情報等について、速やかに、運航責任者に報告しなければならない。

- 2 運航責任者は、航空消防活動指揮者から報告を受けたときは、業務報告書（様式第3号）を作成し、運航管理責任者に報告しなければならない。

（飛行場外離着陸場の調査選定）

第15条 運航責任者は、航空消防活動を円滑に遂行するため、市町村と協議のうえ、飛行場外離着陸場等を調査選定し、必要な書類を整備するとともにその状況を把握しておかなければならない。

#### 第4章 安全対策

（総括管理者による安全対策）

第16条 総括管理者は、航空関係法令並びに国土交通大臣の定める航空機の運用限度等指定書に基づき、航空消防活動の適正な執行体制及び航空事故防止対策を確立し、安全管理の適正を期さなければならない。

（運航管理責任者による安全対策）

第17条 運航管理責任者は、航空消防活動の遂行にあたり、隊員の任務等の適正な執行を確保し、航空事故防止対策を講ずる等、安全管理に万全を期さなければならない。

（運航責任者による安全対策）

第 18 条 運航責任者は、航空消防活動の遂行にあたっては、隊員の任務等が適正に執行され、当該業務が効果的かつ安全に遂行できるよう努めるとともに、防災ヘリ、格納庫施設及び機体装備品等を適正に管理し、常に防災ヘリ等の性能を最大限に発揮できる状態にしておかなければならない。

(機長及び航空消防活動指揮者の安全対策)

第 19 条 機長及び航空消防活動指揮者は、防災ヘリの運航中は、運航体制、周辺の気象の状況及び地理的条件、防災ヘリの機体の特性、操縦士の操縦技能等を踏まえ、安全管理に十分配慮し、必要に応じて航空消防活動を中止する判断を行うものとする。

2 機長又は航空消防活動指揮者は、航空消防活動を中止する判断を行った場合は、速やかにその旨を運航責任者に報告するものとする。

(管理所持機者による安全対策)

第 20 条 運航責任者及びその管理所持機者は、防災ヘリの運航中、衛星通信を活用した防災ヘリの動態を管理するシステム等による飛行状況の監視及び航空消防活動の現場の状況、気象の状況その他の航空消防活動に関する情報の収集を行い、必要に応じて航空消防活動従事者に当該情報を提供する。

運航責任者は、収集した情報により航空消防活動を安全に実施することが困難であると認める場合には、機長及び航空消防活動指揮者に対し、航空消防活動を中止するよう指示するものとする。

(調 査)

第 21 条 航空消防活動従事者は航空消防活動の安全かつ円滑な実施を図るため、島根県の区域、島根県と航空消防活動の実施に関し相互に応援する協定を締結している他の地方公共団体の区域、その他島根県の防災ヘリを運航することが見込まれる区域における次に掲げる事項について、調査を行うものとする。

- 一 地勢の状況
- 二 航空消防活動の必要がある災害の発生するおそれのある場所並びにその地形及び気象の状況
- 三 飛行場外離着陸場、林野火災の消火に係る給水場所、防災ヘリの燃料補給施設その他の航空消防活動の実施に必要な施設設備の状況、位置、構造及び管理状態
- 四 前三号に掲げるもののほか、必要と認める事項

## 第 5 章 教育訓練

(防災航空隊の教育訓練)

第 22 条 総括管理者は、防災航空隊の教育訓練を実施するために必要な体制並びに施設、設備

等の整備充実を図り、防災航空隊の技術等の向上に努めなければならない。

(他機関との連携訓練)

第 23 条 運航管理責任者は、航空消防活動を効率的に行うため、市町村及び消防防災関係機関と連携のうえ、必要な訓練を実施しなければならない。

## 第 6 章 事故対策等

(搜索及び救難体制の確立)

第 24 条 総括管理者は、事故が発生するおそれ、又は発生した疑いがある場合、若しくは事故が発生した場合の搜索救難等の初動体制及びその後の処理体制を確立しなければならない。

(事故発生時の措置)

第 25 条 航空消防活動指揮者は、防災ヘリに搭乗中、防災ヘリの故障及び気象状況の変化により事故が発生するおそれのある場合又は発生した場合は、法第 75 条の規定に基づき機長が行う急迫した危難が生じた場合の措置に協力し、人命及び財産に対する危難の防止に万全の措置を講ずるとともに、その状況を直ちに運航責任者に報告しなければならない。

2 運航責任者は、前項の報告を受けるか情報を入手した場合は、前条の規程により、直ちに搜索救難活動を開始するとともに、運航管理責任者、総括管理者及び消防庁長官に報告しなければならない。

(事故報告)

第 26 条 総括管理者は、航空法第 76 条第 1 項に規定する事故が発生した場合には、直ちに原因及び被害等について調査し、その結果を知事に報告しなければならない。

## 第 7 章 使用手続

(使用手続)

第 27 条 防災ヘリの使用(緊急運航を除く。)を希望する者は、使用を希望する月の前々月の末日までに当該使用について、防災ヘリコプター使用申請書(様式第 4 号)を総括管理者に提出するものとする。

(使用承認)

第 28 条 総括管理者は、前条の申請があったときは、その使用目的及び内容等を審査のうえ、適当と認めるときは、その使用を承認するものとする。

2 総括管理者は、前項の規定により承認した場合は、防災ヘリコプター使用承認書(様式第 5 号)を交付するものとする。

## 第 8 章 雑 則

(記録及び保存)

第 29 条 運航責任者は、航空関係法令に基づく記録のほか、必要な記録を備え、航空消防活動に関する記録を整理しておかなければならない。

2 総括管理者は、航空関係法令等に基づき、国土交通大臣に必要な報告を行わなければならない。

(施行の細目)

第 30 条 この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成 6 年 2 月 1 日から施行する。ただし、第 1 2 条から第 1 3 条の規定は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 6 年 2 月 1 日から同年 3 月 3 1 日までの間の運航については、運航管理責任者が定めた業務計画に基づき運航する。

附 則

この要綱は、平成 1 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。